

「子育て支援員研修事業」受託コンソーシアム協定書

（目的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立し、徳島県の発注に係る「子育て支援員研修事業」委託業務（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、徳島県の発注に係る「子育て支援員研修事業」受託コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（1）〇〇県（都道府）〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

（2）〇〇県（都道府）〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

（3）〇〇県（都道府）〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

（4）〇〇県（都道府）〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

（幹事法人及び代表者）

第4条 本コンソーシアムの幹事法人は、〇〇〇〇とする。

2 本コンソーシアムの幹事法人を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（業務の分担）

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につ

き発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇業務（構成員名）

〇〇〇〇業務（構成員名）

〇〇〇〇業務（構成員名）

〇〇〇〇業務（構成員名）

（運営委員会）

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

（業務処理責任者）

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の実施に関する業務処理責任者を選出し、本業務にかかわる指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

（取引金融機関）

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、県との委託契約に係る事項については、事前に県と協議した上で定めるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本協定の紛争については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事法人○○○○ほか○法人は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本○通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者(所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員(所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員(所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員(所在地)
(名 称)
(代表者)